

令和 7 年度
いじめ防止基本方針

宮崎県立児湯るびなす支援学校

令和6年度 宮崎県立児湯るびん愛学校 いじめ防止基本方針

○はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が児童生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットの動画サイトへの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針「宮崎県立児湯るびん支援学校いじめ防止基本方針」を定めるものであります。

○もくじ

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
(1) いじめの定義	2
(2) いじめの防止等に関する基本的考え方	2
ア いじめの防止	2
イ いじめの早期発見	2
ウ いじめに対する措置	2
2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
(1) いじめの防止等のための組織	3
(2) いじめの防止等に関する措置	3
ア いじめの防止	3
イ いじめの早期発見	4
ウ いじめに対する措置	5
エ ネット上のいじめへの対応	7
(3) その他の留意事項	8
ア 組織的な指導体制	8
イ 校内研修の充実	8
ウ 校務の効率化	8
エ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	8
オ 児童生徒会活動の活性化	8
カ 地域や家庭との連携について	8
キ 関係機関との連携について	8
(4) 重大事態への対処	9
3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
基本方針の点検と必要に応じた見直し	9
【参考】別紙1～5	

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめの防止等に対する基本的な考え方

- いじめは決して許されない行為であることを職員間で共通理解を図ります。
- いじめを受けている児童生徒（以下、「児童生徒」）をしっかりと守ります。
- いじめはどの児童生徒にも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

ア いじめの防止

- (ア) 学校行事等での異学年との交流活動、学部集会や全校集会を通して、児童生徒が互いを思いやり認め合う人間関係づくりに取り組みます。
- (イ) 自立活動における人間関係の形成やコミュニケーション力を育む授業づくりを行います。
- (ウ) 人権感覚を大切にした日々の教育活動や、すべての児童生徒が「参加・活躍できる授業」「わかる授業」の工夫と実践に取り組みます。
- (エ) 発達段階や障がい特性、認知特性等の実態を正しくとらえた、個に応じた指導内容、指導方法等の工夫と実践に取り組みます。

イ いじめの早期発見

- (ア) 些細な兆候を見逃さず、「いじめ」ではないかという疑いをもって、早い段階から的確に関わって、いじめの早期発見・対応に積極的に関わっていきます。
- (イ) 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号（発言、顔色、表情、態度、服装、身体の様子など）を見逃さないよう心掛けます。
- (ウ) アンケートの実施、定期的な教育相談の実施、連絡帳や家庭訪問での面談、職員間での情報の共有等を行いながら児童生徒の理解を深めたり、保護者との連携を図ったりします。

ウ いじめに対する措置

- (ア) いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、早急に各学部で事実確認を行い、その結果を受けて速やかに「いじめ・不登校対策委員会」を開き、組織的に対応します。
- (イ) 被害児童生徒及び保護者を守り通すとともに、加害児童生徒及び保護者への指導、支援を行います。
- (ウ) いじめが犯罪行為と認められる場合や児童生徒の生命、身体又は財産に被害が生じる場合は、直ちに警察と連携を図ります。

2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(1) いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置します。

なお、学期1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

また、学期に1回程度、いじめアンケートを行ったり、児童生徒会との話し合いをもったりして、児童生徒の意見を積極的に取り入れていきます。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、各学部主事、人権教育推進委員、生徒支援部長、特別支援教育コーディネーター、関係学部生徒支援部担当、養護教諭

【活動】

- ア 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- イ 学校いじめの防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルの作成と実施状況の確認
- ウ 校内研修会の企画・立案
- エ 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- オ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- カ 要配児童生徒への支援方針決定

(2) いじめの防止等に関する措置

※資料1、2 参照

ア いじめの防止

(ア) 児童生徒が主体となった活動

a 望ましい人間関係づくりのために、児童生徒が主体となって行う活動の機会について年間を通じて設けます。

- (a) 異学年交流学習の実施
- (b) 学級での話し合い活動の実施（実施可能な学級）
- (c) 学年集会、学部集会での仲間づくり
- (d) 自立活動での人間関係の形成やコミュニケーションの指導
- (e) ボランティア活動の計画（児童生徒会）

b 児童生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。

- (a) 児童生徒会による話し合い活動
- (b) 特別活動等における児童生徒同士の相談活動

c いじめへの理解や過去の事例について、児童生徒が学ぶ機会を企画実施します。

- (a) 全校集会、学部集会等の実施
- (b) 児童生徒会による文化祭など学校行事での運営
- (c) いのちを大切にする教育週間、人権教育推進月間などでは全校集会や校内放送 を活用して「自分を大切にする」「他人への思いやり」「動植物を大切にする」ことなどの啓発活動を実施。

(イ) 教職員が主体となった活動

- a 児童生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
 - (a) 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
 - (b) 教職員相互の授業研究会

- b 計画的に教育相談や個別面談を実施し、児童生徒や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
 - (a) 計画的な教育相談や個別面談の実施
- c 学級活動、ホームルームの時間を中心とした人権教育や学習指導等における仲間づくりの実施を目指します。
 - (a) 学級活動、ホームルームを活用した道徳教育や情報モラル教育の時間設定
 - (b) 外部講師を招へいした講演会の実施
- d 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
 - (a) P T A総会での学校の方針説明
 - (b) 学校、学年、学級通信等を活用したいじめの防止活動の報告
 - (c) 学校公開（オープンスクール）の実施
 - (d) 保護者を対象とした研修会の開催

イ いじめの早期発見

- (ア) いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

児童生徒の発する具体的なサインの作成と共有 **※資料3、4 参照**
- (イ) 教育相談や個別面談を計画的に各学期1回実施し、児童生徒や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
 - a 計画的な教育相談や個別面談の実施
 - b いじめの相談窓口の設置

生徒支援部長または教務部（教育支援担当）が窓口となり、設置についての説明は児童生徒にオリエンテーション等で知らせ、保護者にはP T A総会等で行う。また、相談については児童生徒をはじめ、保護者についても対象とし、面談や電話等でも隨時受け付ける。
- (ウ) いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童生徒や保護者を対象に定期的なアンケート調査を実施します。アンケート結果は、教育相談等に活用します。
 - a 学校独自のアンケートの実施（1・3学期に1回無記名式で実施）
 - b 県下一斉で行われるアンケートの実施（2学期に無記名式で実施）
- (エ) いじめ・不登校対策委員会において、上記の相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもつているいじめにつながる情報、配慮を要する児童生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
 - a 職員会議、学部・学年会等での情報の共有
 - b 進級時の情報の確実な引継ぎ
 - c 過去のいじめ事例の蓄積

ウ いじめに対する措置

※資料5 参照

(ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- a 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- b いじめられている児童生徒や通報した児童生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- c 発見又は通報を受けた職員はいじめの事実について生徒指導主事、又は、いじめ・不登校対策委員会を構成するいずれかの職員（以下、「生徒支援部長等」）に速やかに通報します。

(イ) 情報の共有

- a アの通報を受けた生徒支援部長等は、いじめを認知した場合はいじめ・不登校対策委員会及び校長その他の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

(ウ) 事実関係についての調査

- a 速やかにいじめ・不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
- b 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告します。
- c 児童生徒及び教職員の聴き取りにあたっては、いじめ・不登校対策委員会の職員のほか児童生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- d 必要な場合には、児童生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

(エ) 解決に向けた指導及び支援

- a 事実関係が把握された時点で、いじめ・不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- b 障がいの程度や特性に対応した指導及び支援方針を設定します。
- c いじめ・不登校対策委員会の委員や学部、学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- d 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時適切な情報の共有を図ります。
- e 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。

f いじめ解消の判断

(a) いじめに係る行為が止んでいること

注意深く見守り等を継続し、その結果いじめに係る行為が3か月以上完全に止んでいる状態で、なおかつ被害児童生徒が通常の学校生活を送ることができている状況であること。

(b) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

面談等を通して、被害児童生徒及びその保護者が心身の苦痛を全く感じていないか確認する。また、被害児童生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する準備ができているか確認する。

g 指導及び支援を行うにあたっては、以下の点に留意して対応します。

h 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時いじめ・不登校対策委員会で決定します。

いじめられた児童生徒とその保護者への支援

【いじめられた児童生徒への支援】

いじめられた児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 二次障がいの発生を防止する。
- ・ 安心できる活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられますようにします。

- ・ 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。
- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 児童生徒の苦痛を受け止め理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた児童生徒への指導及び保護者への支援

【いじめた児童生徒への支援】

いじめは決して許されない、という毅然とした態度で、いじめた児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解、障がい特性等の把握に努める。
- ・ いじめられた児童生徒の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要な場合に中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・ 県教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしたたりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ いじめに気づいたら周りに発信できる環境を整える。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(オ) 関係機関への報告

- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体、財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

(カ) 継続指導・経過観察

全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

エ ネット上のいじめへの対応

(ア) ネットいじめとは

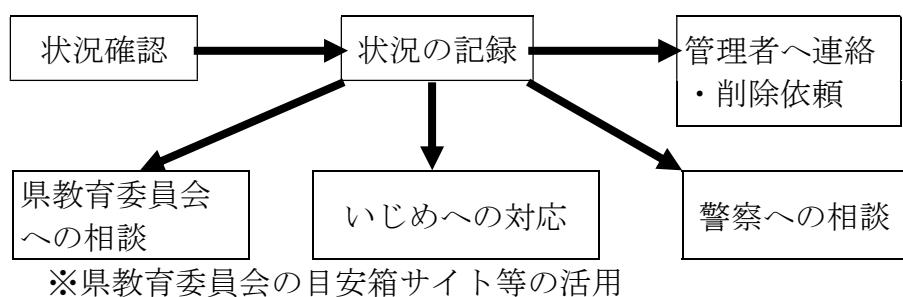
文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶（おとし）める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

(イ) ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発（家庭内ルールの作成など）を図ります。
- 教科や学級活動、ホームルーム、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

(ウ) ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



(3) その他の留意事項

ア 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込みず、学年及び学部、学校全体で組織的に対応するため、いじめ・不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

イ 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラーラ等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

ウ 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

エ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの児童生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

オ 児童生徒会活動の活性化

児童生徒が中心となり、いじめの撲滅や命の大切さをよびかける活動や児童生徒同士で悩みを聞き合える場面を設定するなど、いじめの防止に関する取組を充実させます。

カ 地域や家庭・施設等との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進に努め、学校と地域、家庭・施設等が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

キ 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一緒にとなって対応をしていきます。

(ア) 教育委員会との連携

- a 関係児童生徒への指導・支援、保護者への助言
- b 関係機関との調整

(イ) 警察との連携

- a 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- b 犯罪等の違法行為がある場合

(ウ) 教育相談体制の充実

- a スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
- b 家庭の養育に関する指導・助言
- c 家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握

(エ) 医療機関との連携

- a 精神保健に関する相談
- b 精神症状についての治療、指導・助言

(4) 重大事態への対処

ア いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。

(ア) 児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- a 児童生徒が自殺を企図した場合
- b 精神性の疾患を発症した場合
- c 身体に重大な傷害を負った場合
- d 高額の金品を奪い取られた場合など

(イ) 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- a 年間の欠席が30日程度以上の場合
- b 連續した欠席の場合は、状況により判断する

イ 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに留意します。

(2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

資料 1

児湯るぴなす支援学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	P D C A
	学校行事	児童生徒が主体となつた活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ・不登校対策委員会等		
4	歓迎行事	歓迎行事での絆づくり 各学部での学部学年集会	<特>教育相談 年間4、5時間程度行う。 <自立>「人間関係の形成」等に関わる内容を行う。 <特>児童生徒向け情報モラル研修	学校基本方針の確認と目標の共有	定期的な時間割の中で、児童生徒抽出の教育相談	学年会(学部会)を実施する中で、児童生徒の状況について情報共有 ※緊急の事案については随時対策委員会を開催 ・アンケート調査の分析を受けての第1回「いじめ・不登校対策委員会」の実施。～いじめの状況を報告し、職員会議で全校のいじめの状況について報告し、情報を共有	PTA総会(基本方針の説明)	計画・目標作成
5	運動会	全校集会 運動会での絆づくり 年間を通じて各学部での学部学年集会				個別面談での相談		
6				いじめアンケート①				
7	情報モラル講話			情報モラル研修			情報モラル研修	学校独自アンケートの分析
8				人権教育研修				中間評価と取組の改善
9		るびなす祭での絆づくり						
10	るびなす祭	るびなす祭での絆づくり		いじめアンケート②				
11				アンケートの分析と取組の改善の協議				県アンケートの分析
12		高等部 縦割り活動での絆づくり				・アンケート調査の分析を受けての第2回「いじめ・不登校対策委員会」の実施。～いじめの状況を報告し、職員会議で全校のいじめの状況について報告し、情報を共有		
1								中間評価と取組の改善
2	お別れ遠足	全校集会		いじめアンケート③			個別面談での相談	年間評価
3				今年度の反省と次年度取組事項の協議	アンケートの分析、取組の改善原案作成			次年度計画作成

資料2 「学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント」

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される「いじめ・不登校対策委員会」を設ける。なお、速やかな対応が求められる場合は「臨時のいじめ・不登校対策委員会」を緊急に実施して対応する。
 - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立する。
 - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応する。
 - ・ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、当該情報を速やかに生徒支援部長に報告し「臨時のいじめ・不登校対策委員会」を開いて報告を行い、学校の組織的な対応につなげる。

1 いじめの防止のための措置

(1) 《学級担任等》

- ア 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- イ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ウ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- エ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- オ 児童生徒の些細な悩みや相談にも細心の注意を払いながら聞き取りを行う。また、そのような何でも話せる人間関係づくり（ラポート形成）に努めていく。
- カ 今までにはない神経症的な習癖（チック、指しゃぶり、吃音等）が発生した児童生徒に対しては、特に注意を払って観察していく。
- キ 校区が決まっていないことから起こる問題（通学や下校中の電車やバス内でのこと）には特に気にかけながら対応していく。
- ク 精神的な不安定さから起こる奇声や、暴言を発することのある児童生徒に対する周りの児童生徒や保護者への理解啓発に努める。
- ケ 発達障がいやそれに伴う二次障がいが目立つ児童生徒に関して、周りの児童生徒、保護者への理解啓発に努める。
- コ 自立活動等で、正しいコミュニケーション活動の指導としてソーシャルスキルトレーニング等を取り入れながら、友人や周りの人との望ましい関わり方や人間関係づくりの醸成に努めていく。
- サ イライラやストレスを感じたときは、それを自分や友人や他人、物にぶつけるのではなく、運動で発散したり、音楽を聴いたり、誰かに相談したりする等、ストレスを適切に対処できる方法を指導していく。

(2) 《養護教諭》

- ア 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- イ 児童生徒の些細な悩みや相談にも細心の注意を払いながら聞き取りを行う。また、そのような何でも話せる人間関係づくり（ラポート形成）に常に努めていく。

(3) 《児童生徒指導担当教員》

- ア いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- イ 日頃から頻繁に担任や副担任などと連携しながら、児童生徒に関する情報交換を行っていく。
- ウ 小中高の切れ目のない支援体制を構築するため、小中高連携を促進し、学校・学部相互の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。
- エ 児童生徒の些細な悩みや相談にも細心の注意を払いながら聞き取りを行う。また、そのような何でも話せる人間関係作り（ラポート作り）に常に努めていく。

(4) 《管理職》

- ア 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ウ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- エ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。（例えば、児童生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）
- オ 夏季休業期間などにおいて、いじめ問題に関する事例研究や児童生徒理解の促進等に関する研修を実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を講師に招きながら教職員の実践的指導力の向上を図る。

2 早期発見のための措置

(1) 《学級担任等》

- ア 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- イ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ウ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- エ 担任する児童生徒に対して、アザや傷等の身体面での変化には特に注意を払って観察する。
- オ 友人関係でトラブルが起きないよう児童生徒への行動観察を注意深くしていく。

(2) 《養護教諭》

保健室を利用する児童生徒との雑談等の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉えて悩みを聞く。

(3) 《児童生徒指導担当教員》

- ア 定期的なアンケート調査（学期1回）や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- イ 担任や保健室と連携を取りながら児童生徒に関する情報交換を行う。
- ウ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の下校引率指導等において、児童生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

(4) 《管理職》

- ア 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- イ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。

3 いじめに対する措置（※別紙：「いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）」と連動）

(1) 情報を集める

ア 《学級担任等、養護教諭》

- (ア) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- (イ) いじめを発見した職員は、速やかに児童生徒指導主事及び管理職に報告し、「臨時のいじめ・不登校対策委員会」の実施を依頼する。
- (ウ) 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (エ) 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- (オ) その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- (カ) いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、児童生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定する。

- (キ) 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- (ク) 得られた情報は確実に記録に残す。
- (ケ) 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制を組む

ア 《「組織」》

- (ア) いじめを発見した職員からの報告を受け、生徒支援部長及び管理職は早急に「臨時のいじめ・不登校対策委員会」を実施する。
- (イ) 「臨時のいじめ・不登校対策委員会」での正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。

(学級担任等、養護教諭、児童生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

- a いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
 - b その保護者への対応
 - c 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- (ウ) ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつ。
- (エ) 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察に通報し、適切に援助を求める。
- (オ) 現状を常に把握し、隨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」により適切に対応する。

(3) - A 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

- ア 《いじめられた児童生徒に対応する教員》
 - (ア) いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
 - (イ) いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添いながら何でも話せる支援体制をつくる。
 - (ウ) いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
 - (エ) 音声言語での表出・意思表示が難しい児童生徒（緘黙症、構音障がい、吃音、発達障がい等）に対しては、文字での表出、態度やサイン等での理解に努め、それをもとに被害児童生徒の心のケアや支援を行う。
- (オ) 登下校中などの学校外でのいじめに対しては、いじめられた児童生徒の訴えや情報をもとに、速やかに周りの関係機関や学校等と連携を取りながら解決に当たる。
- (カ) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

イ 《いじめた児童生徒に対応する教員》

- (ア) いじめた児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (イ) 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりしていじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- (ウ) いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- (エ) いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- (オ) 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうではなく、運動や遊びなどの的確に発散できる力を育む。
- (カ) 精神的な不安定さ、コミュニケーション能力の未熟さ等が原因で起こってしまった軽い他害行為でも、他者にとってはいじめに値することを理解させる。

ウ 《いじめを見ていた児童生徒への働きかけ》

- (ア) いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやし立てるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを伝える。
- (イ) 傍観者の児童生徒に対しても、自分の問題として捉えるよう指導し、好ましい集団活動を取り戻すために協力するよう促す。

エ 《学級担任等》

- (ア) 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- (イ) いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- (ウ) はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

オ 《「組織」》

- (ア) 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- (イ) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- (ウ) 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学にあたって、適切に引継ぎを行う。

(3) -B 保護者と連携する

ア 《学級担任を含む複数の教員》

- (ア) 家庭訪問（加害、被害とも行う。また、学級担任を中心に複数人数で対応する）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- (イ) いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- (ウ) 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- (エ) 他害行為を受けて身体に被害を受ける児童生徒が発生した場合は、被害児童生徒や加害児童生徒の保護者へ事実関係を詳細に伝えながら、その後の再発防止に関する対策を保護者と共に検討していく。
- (オ) 登下校中などの学校外でのいじめの発生に対して、いじめられた児童生徒の訴えや情報をもとに、速やかにその保護者と連携を取りながら解決に当たる。
- (カ) 保護者の情報モラルの意識を高めるため、「携帯スマホ安全教室」などを行い、「情報の受け手」として必要な基本的技能や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

(4) ネット上のいじめに対する措置

ア 《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- (ア) 「いじめ・不登校対策委員会」が中心となり事実関係を調査、確認をした上でネット上の不適切な書き込み等の、問題の箇所を確認し、その箇所を記録する。
- (イ) 「いじめ・不登校対策委員会」において対応を協議し、被害にあった児童生徒のケア等の必要な措置を講ずる。
- (ウ) 書き込みへの対応については、削除要請等をプロバイダーやネット関係者へ求めていくと同時に、被害にあった児童生徒の意向を尊重しながら、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。

イ 《いじめた児童生徒に対応する教員》

- (ア) 加害者として被害者に対して謝罪を行うとともに、再度、人を傷つけることのないよう継続して指導する。
- (イ) 適切なコミュニケーションの在り方等について指導する。
- (ウ) 書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

ウ 《学級担任を含む複数の教員》

情報モラル教育を進めるため、「総合的な学習」等において、児童生徒の発達に合った安全な携帯スマートの使い方の学習、インターネットが原因で起こるトラブルやその防止の仕方等を学習する機会を設ける。

資料3 「いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒に見られるサイン」

1 いじめられた児童生徒のサイン

いじめられた児童生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	児童生徒に見られるサイン
登校時 朝の会時	(1) 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 (2) 教職員とあいさつをせず、視線合わず、うつむいている。 (3) 頭痛や腹痛などの体調不良を訴える。 (4) 担任が教室に入っても、なかなか入室してこない。 (5) 特定の友達を気にしたり避けたりして入室を拒もうとする。 (6) 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
授業中	(1) 腹痛などの理由で、保健室やトイレに行きたがる。 (2) 教材等の忘れ物が目立つ。 (3) 決められた座席と異なる席に着いて、自分の席に着こうとしない。 (4) 身体の一部にアザや傷、頭のこぶ等が見られる。 (5) 教科書・ノートに汚れがある。
給食・休み時間等	(1) 給食にいたずらをされる。 (2) 食事量が減っている。 (3) 給食や休み時間に、特定の友人を避ける。 (4) 休み時間に、ぼつんと一人でいることが多い。 (5) ふざけ合っているが表情がさえない。 (6) 衣服の汚れ等がある。 (7) 友人とは離れて一人で清掃している。 (8) 身体の一部にアザや傷、頭のこぶ等が見られる。
放課後等	(1) 憄てて下校する。または、用もないのに学校に残って帰ろうとしない。 (2) 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 (3) 帰りの電車・バスに乗車しようとしない。

2 いじめた児童生徒のサイン

いじめた児童生徒がいることに気が付いたら、積極的に児童生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
(1) 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
(2) ある児童生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
(3) 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。
(4) 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童生徒がいる。
(5) 情緒が不安定な行動が多くみられ、落ち着いて過ごせる時間が少ない。
(6) 周りの人の注意が自分に向いていないと、イライラ感から暴言を吐いたり、わがままな行動をしたりして、周りの注意を引こうとしたりする。

資料4 「教室や家庭でのいじめのサイン」

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。休み時間での児童生徒の会話に注意を払ったりするなど、いじめのサインを見逃さないようにする。

サイン
(1) 嫌なあだ名、命令的な口調の発言が聞こえる。
(2) 席替えなどで特定の児童生徒の近くの席になることを嫌がる。
(3) 何か問題が起こると特定の児童生徒の名前が出る。
(4) 特定の児童生徒の筆記用具等の紛失が多くなる。
(5) 特定の児童生徒の机や椅子、教材等が乱雑になっている。
(6) 特定の児童生徒の作品が破れていたり落書きがあつたりする。
(7) 友達同士で、支援する側・される側の関係ができあがってしまっている。
(8) 掲示物、壁等にいたずら、落書きがある。
(9) 身体の一部にアザや傷、頭のこぶ等が見られる。

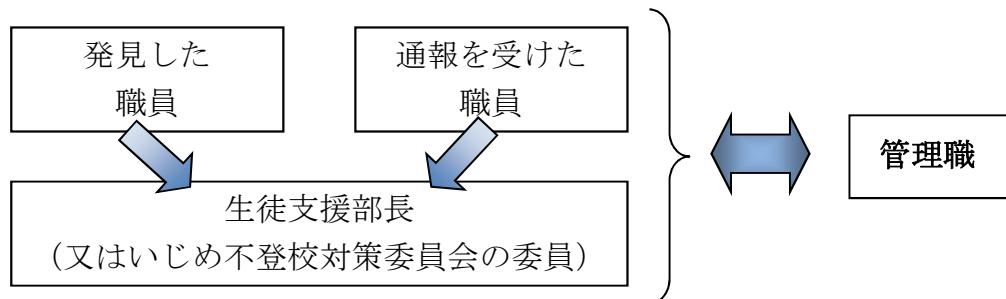
2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝える。

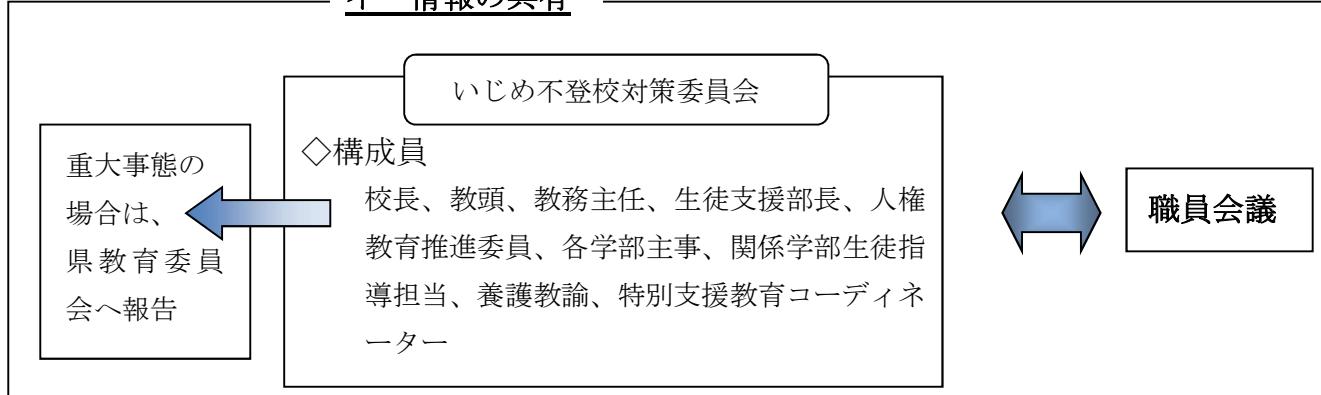
サイン
(1) 学校や友人のことを話さなくなる。
(2) 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
(3) 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
(4) 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
(5) 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
(6) 不審な電話やメールがある。
(7) 遊ぶ友達が急に変わる。
(8) 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
(9) 登校時刻になると、急に情緒が不安定になったり、物にあたったりする等の行動が多くなる。
(10) 登校時刻になんでも、電車やバスに乗って登校することを嫌がる。
(11) 食欲不振や不眠を訴える。
(12) 理由のはつきりしない衣服の汚れがある。
(13) 理由のはつきりしないアザや打撲、擦り傷、頭のこぶ等が見られる。
(14) 登校時刻になると体調不良を訴える。
(15) 学習時間が減る。
(16) 成績が下がる。
(17) 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
(18) 自転車がよくパンクする。
(19) 家庭の品物、金銭がなくなる。
(20) 大きな額の金銭を欲しがる。

資料5 「いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）」

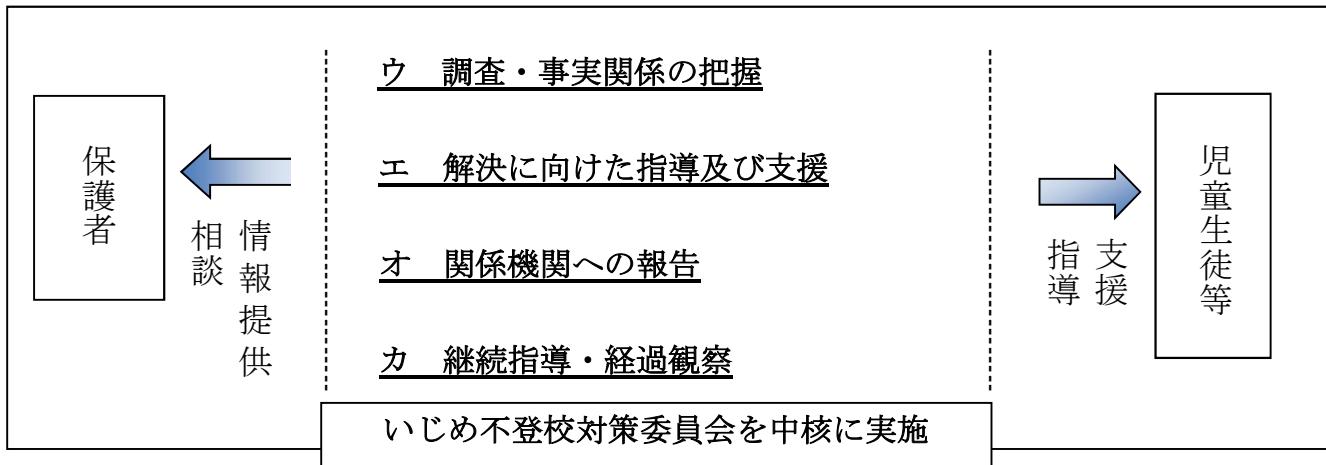
ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



イ 情報の共有



ウ 調査・事実関係の把握



いじめ不登校対策委員会を中心とした実施

学

校

情報提供
支援

犯罪行為の
通報・対応

連携

連携

県教育委員会

警察署

地域

関係機関（福祉・医療等）